

# 高等学校専攻科をめぐる法令解釈の変遷： 学校教育法第58条（旧第48条）をめぐる

吉野 剛 弘\*

Transition of Interpretation of Senkoka (Non-degree Course for Graduates) in High Schools:  
Interpretation of School Education Law Article 58(Formerly 48)

YOSHINO Takehiro\*

## Abstract

This article focuses on Senkoka established in general courses concentrating on academic studies. We investigate transition of interpretation of Senkoka (non-degree course for graduates) in high schools which is prescribed by School Education Law Article 58, formerly 48.

On its birth, Senkoka of high schools was not supposed to be the one similar to Hoshuka of middle schools which functioned as the preparatory course for the entrance examination of upper schools. Afterwards there appeared opinions which accepted Senkoka offering preparatory education for the entrance examination of the universities. Indeed such kind of Senkoka came into being.

Nevertheless, such kind of Senkoka didn't penetrate. As a result, necessity of considering what Senkoka in general courses should be disappeared.

キーワード：専攻科，新制高等学校，学校教育法，大学入試，進路指導

Keywords：Non-degree Course for Graduates, High School, School Education Law, College entrance examination, Career guidance,

## はじめに

本論文は、高等学校専攻科について定めた学校教育法第58条（旧第48条）の解釈の変遷を追うことで、新制高等学校の専攻科、とりわけ普通科に設置された専攻科がどのような存在としてとらえられてきたかを明らかにすることを目的とする。

現在、高等学校専攻科の多くは、いわゆる職業科に設置されている。専攻科は本科で学ぶよりも「精深な程度」の内容を教授することになっているが、職業系の専攻科では、高等教育機関相当の内容を教授すれば「精深な程度」の内容を教授したことにな

るので、専攻科という制度と親和性が高い。また、そのような教育へのニーズがあることも、容易に推察される。

一方、2012（平成24）年度の段階で、専攻科を設置している全138校中、普通科の専攻科は5校のみである<sup>1</sup>。5校の詳細は明らかではないが、ここで問題となるのは、普通科において「精深な程度」とはどのような内容を指すのかということである。職業系の専攻科に比して、普通科における専攻科はその点が極めて曖昧なのである。

その曖昧さゆえに、受験準備教育を施す、すなわち予備校の代わりとしての専攻科が成立をみた。一方で、そのような専攻科の設置を断念するという事

\* 情報環境学部情報環境学科講師：Lecturer, Department of Information Environment, School of Information Environment

例も存在する。普通科の専攻科、すなわち「精深な程度」の普通教科を教える専攻科というものをめぐって、正反対の対応がみられるのである。本論文が普通科における専攻科に注目する理由は、ここにある。

本論に入る前に、現在の当該条文を見ておこう。

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

2 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

3 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第五十八条の二 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第 58 条の 2 は、2015 (平成 27) 年に加えられた条文である。第 58 条は、旧第 48 条の時代を含めて、他の法令の変化にともない条文の一部を改正するということはあったが、その趣旨は一貫している。条文にほとんど変化がないがために、解釈の変遷を追うことで、専攻科のとらえ方を追うことができる所以である。

また、当該条文に直接関わる判決も存在しない。すなわち、司法判断に基づいて解釈が変わるということもなかったということである。

中等教育機関卒業後の生徒を受け入れる同一学校内の課程として、新制高等学校の専攻科は初めての試みではない。戦前には、旧制中学校の補習科、高等女学校の補習科、専攻科および高等科、実業学

校の専攻科および補習科がある。

本論文の関心に引き寄せれば、ここで問題となるのは普通教育を提供していた中学校と高等女学校である。それぞれの課程を定めた規定は以下の通りである(下線は引用者)。

○1899 (明治 32) 年・中学校令

第九条 中学校ノ修業年限ハ五箇年トス但シ一箇年以内ノ補習科ヲ置クコトヲ得

○1899 (明治 32) 年・高等女学校令

第九条 高等女学校ノ修業年限ハ四箇年トス但シ土地ノ情况ニ依リ一箇年ヲ伸縮スルコトヲ得

高等女学校ニ於テハ一箇年以内ノ補習科ヲ置クコトヲ得

第十一条 高等女学校ニ於テハ女子ニ必要ナル拔芸ヲ専修セントスル者ノ為ニ技芸専修科ヲ置クコトヲ得

高等女学校ニ於テハ其ノ卒業生ニシテ某学科ヲ専攻セントスル者ノ為ニ専攻科ヲ置クコトヲ得

○1920 (大正 9) 年・高等女学校令改正

第十条ノ二 高等女学校ニ於テハ高等科、専攻科又ハ補習科ヲ置クコトヲ得

第十条ノ三 高等科ハ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ為スモノトス

専攻科ハ精深ナル程度ニ於テ高等女学校ノ学科目中一科目又ハ数科目ヲ専攻セシムルモノトス

第十条ノ四 高等科及専攻科ノ修業年限ハ二箇年又ハ三箇年トス

旧制中学校の補習科は受験準備教育を施すものとして機能した。一方の高等女学校の補習科・専攻科・高等科は、高等女学校での学習内容を深めるものもあれば、中等教育機関より高度の内容を教授することで女子高等教育機関に代わるようなものとして機能するものもあった<sup>2)</sup>。

学校教育法に規定された新制高等学校の専攻科は、どちらかといえば後者の性質を引き継いだもの

であろう。1920（大正 9）年の高等女学校令における「精深ナル程度」という文言が、新制高等学校の専攻科にも引き継がれていることが、その傍証である。

しかし、普通科は旧制中学校の性格を最も濃厚に引き継いでいることを考えたときに、旧制中学校の補習科のようなものが引き継がれた、すなわち予備校の代わりとして機能したところで不思議はない。繰り返しになるが、現にそのような専攻科は設置されたのである。

そこで、本論文は、普通科に専攻科を設置した事例と、それを断念した事例をもとに、行政レベルでの普通科における専攻科に対する理解を検討する。その上で、行政レベルの解釈にも影響を与えるであろう専門家たちによる解釈の変遷を追うことで、先述の課題に迫ることとする。

## 1. 行政レベルでの理解

冒頭で述べたように、普通科への専攻科設置に対しては、正反対の対応がみられた。以下では、専攻科設置に踏み切った鳥取県と、専攻科設置を断念した島根県を事例に、普通科における専攻科についての理解を検討していく。

(1) 鳥取県の解釈：普通科への専攻科設置に踏み切った県

鳥取県が普通科に専攻科を設置したのは、1959（昭和 34）年の県立鳥取東高等学校の専攻科が最初である。鳥取東高等学校では、1955（昭和 30）年より、大学入試対策として卒業生を受け入れる浪人学級というものが、教員の善意により開設されていた。専攻科は、1958（昭和 33）年に当選した石破知事のもとで構想された。

しかし、専攻科設置の経緯は決して平坦なものではなかった。以下に示すのは、当時の実態を記した記録である。

専攻科の設置については県教委の内部でももめた。専攻科という名称にすることは法律上なじまないとの文部省の態度も変わらなかった。県教委としては、専攻科にふさわしい教育課程をもって実施す

ることで設置にふみきり、管理課と共同歩調をとって文部省に陳情、折衝を行ったのである。結局、石破知事の強い要望もあってそれは認められた。<sup>3</sup>

受験準備対策の専攻科を作ろうとしていたものの、文部省が難色を示したこと、それゆえに専攻科にふさわしい教育課程を組まざるを得なかったことが分かる。事実、結果として設置された専攻科の初期の教育課程には、「文学史」などの受験対策として配当することに疑念を呈さざるを得ない科目が置かれていたのである<sup>4</sup>。

そうはいうものの、専攻科の実態は予備校そのものであった。専攻科を設置した当時、倉吉東高等学校の校長を務めていた小林俊治は、以下のように記している。

三高校（鳥取東、米子東、倉吉東の各高等学校・引用者注）に設置されている専攻科ももちろんこの条文（学校教育法第 48 条・引用者注）に基づき、英語・国語・数学・理科・社会の各教科について、精深な程度においてこれを研究させることを目的としているが、本県の場合端的に言えば、大学受験指導がその目的である。

このように実態は予備校そのものであったとはいえ、それでもなお専攻科としてふさわしい教育課程にすべく、予備校としては余計なものを加えるというような対応を取ったのである。ただし、この教育課程は後に変更され、純粋に受験準備教育に邁進するものへと変わっていったことを付記しておく。

(2) 島根県の解釈：普通科への専攻科設置を断念した県

島根県では、鳥取県と同様に高校既卒者向けの準備教育が問題にはなっていたものの、専攻科設置には踏み切らなかった。以下に、そのときの経緯が回想されている座談会の一部を示す。

〔兼折博〕今の四一年ということで初めて思い出したんだけど、最初は専攻科ということで、随分専攻科にできないかということでもめたはずなんです。だけど結局無理だということで、

補習科。で補習科となると、県費にならんと  
いうことなんです。それで PTA 立ということに  
なったんだ。ここらあたりが皆、脇田教育行政  
なんだな。(以下略)

〔飯塚一雄〕 これは校長会として働きかけました  
よ。それで学事課に随分渋られた。

〔長廻邦一〕 香川県にも視察に行きましたが、高  
松一高は大変効果を挙げていました。

〔今岡登(司会)〕 鳥取県は、県立の専攻科の形で  
やりましたね。

〔飯塚〕 補習科を法規にないといって学事課が反  
対したから、それじゃあ県立じゃなくていいか  
ら、PTA 立でやろうということになった。(以  
下略)

専攻科の設置に踏み切らなかったのは、当時の教  
育行政、具体的には教育長の意向によるものだとい  
うのである。結果的に、鳥根県は PTA 立の補習科  
で受験準備教育を行うこととし、現在も続いている<sup>5</sup>。  
受験準備教育のために専攻科という正規の課程  
を使うことへの忌避がみられるのである。

普通科の専攻科というものをどう位置づけるの  
かについては、学校現場において多様な解釈があっ  
たということである。しかし、そうは言っても、受  
験準備教育のために専攻科を置くということには  
前向きではない姿勢が見え隠れする。鳥取県の状況  
からは当時の文部省も難色を示したことが読み取  
れるので、そのような意向が反映されているもの  
と思われるが、この種の判断は担当者レベルで行わ  
れる、すなわち明文化されづらいものなので、文部省  
の政策判断の詳細は不明である。

## 2. 専門家による解釈

学校教育法の解説書や新制高等学校の制度に関  
する解説書などで、普通科の専攻科はどのように語  
られていたのだろうか。学校現場や文部省での解釈  
には、専門家の解釈が一定の影響を与えていること  
が推察される。

以下では、当該条文について詳細な解説を付して  
いる4人の解釈をもとに、普通科の専攻科がどのよ

うに理解されてきたのかを検討する。

### (1) 大照完の解釈

冒頭にも記したが、新制高等学校の専攻科は、旧  
制度の系譜を引き継ぐものである。しかし、新たな  
教育制度を作るにあたって、旧制度をただそのまま  
に引き継いだわけではない。殊に、戦前には分岐さ  
れていた中等教育機関を統合し、さらには青年教育  
機関までも統合した新制高等学校においては、なお  
のことである。

新制高等学校の成立にあたっては、多くの解説書  
が出版された。文部省学校教育局の事務官であった  
大照完が著した『新制高等学校の制度と教育』(旺  
文社, 1948) はその一つであるが、専攻科につい  
て以下のように記している<sup>6</sup>。

専攻科は、新制高等学校において履修した学科に  
応じて、その学科に関する特別の事項を精深な程度  
において履修させるところであつて、建築を例に取  
れば、本科で履修させる内容を狭く深くして、設計  
に関する事項又は施工に関する事項を専攻させる。  
従つて、学科名としては建築科とせずには建築設計科  
又は建築施工科とする。その他普通教科に関するも  
のとしては、国語科もしくは国文科、あるいは英語  
科とか英会話科なども考えられる。

その教育方針は、実業に関する学科の場合は、専  
攻事項に関して卒業後直ちに実地に役立つことを  
目標とし、実習を主体として課程を編成するのが適  
当であろう。教科課程は、文部省からは示さないの  
で、学校が土地の状況や自校の特色に即してこれを  
編成しなければならない。設置基準設定委員会の工  
業分科会で論ぜられた一例を参考までに示せば次  
の通りである。

建築に関する専攻科の例(括弧内は週当り時数)

建築設計科 建築史(二) 計画原論(二)  
各種建築(四) 建築構造(二) 建築行政  
(二) 仕様見積(二) 研究及製図(一〇)  
建築施工科 現場経営(二) 施工機械(二)  
各種工事(四) 仕様見積(二) 土木(二)  
機械及電気(二) 研究及実習【時間数記載  
なし・原文ママ】

女子については、新しい甲種看護婦の資格が新制

高等学校卒業後定められた三年の課程を修了して更に国家試験に合格した者に対して認められるので、そのための三年の課程をおく専攻科の設置が考えられている。その他の裁縫科、洋裁科なども専攻科として女子のために適当な学科であろう。

その他、修了者に対する教員その他の資格賦与の問題が、専攻科に関して決定すれば、専攻科の設置についての熱望も高まることが予想されるが、この問題は今の所まだ取上げられておらず、その見通しもついていない。また従来からあつた補習科のように、上級学校入学試験に失敗した者を集めて、特別な受験勉強を指導する課程を専攻科としておくことは絶対に認められない。

専攻科は、新制高等学校の卒業者を入学させるが、しかしこれは大学の部に属するものではない。従つて専攻科を修了して新制大学に入学することを希望する者は、新制高等学校卒業の資格で、新制大学の第一学年に入学することになる。

専攻科は、普通科、実業に関する学科のどちらを置く新制高等学校にも設置することができるが、専攻科だけの新制高等学校の設置を認めることは考えられていない。<sup>7</sup>

普通科に専攻科を置くことは可能と言いながら、「上級学校入学試験に失敗した者を集めて、特別な受験勉強を指導する課程」は「絶対に認められない」という。新制高等学校の専攻科は、旧制中学校の補習科のように、受験準備に使うことなどあつてはならないという。旧制度との断絶が強調されているのである。

また、大照は文部省の事務官である。その点から、大照の解釈は文部省の解釈に近いものとして理解することも可能であろう。

## (2) 天城勲の解釈

新制高等学校が成立してある程度の時間がたつと、その解釈はどのように変わるのだろうか。天城勲は『学校教育法逐条解説』（学陽書房、1954）で以下のように記している。

高等学校の専攻科及び別科に関する規定である。専攻科及び別科の設置については市町村立高等学

校にあつては都道府県の教育委員会の認可を要し（令二三）、私立高等学校にあつては都道府県知事に届け出ることを要する（規則二 4）。

専攻科、別科ともに修業年限が一年以上であることを要する外、別段の制限がないので地方社会の実情に応じ、種々工夫をなしうるので活用いかんによつては有益な制度といえるだろう。

本条第二項の高等学校に準ずる学校とは、盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部である。又監督庁は当分の間、文部大臣とされているので、高等学校と同等以上の学力があると認められる者とは、大学入学の資格に関する施行規則第六十九条がこれに当るものと考えて差支えなからう。（傍点原文ママ）<sup>8</sup>

受験準備教育に専攻科が使われることがあつてはならないという大照の解釈に比べれば、はるかに柔軟な解釈である。多様な用途に使い勝手がよいという理解すら成立する。「別段の制限がない」のだから、地元有力予備校がないにも関わらず大学進学率をどうしても高めたいという「地方社会の実情に応じ、種々工夫をな」した結果として、普通科の専攻科で受験準備教育を行うことも否定のしようがない。むしろ有効な「活用」というべきである。ここにおいて、旧制中学校の補習科のような専攻科のあり方は、是認されるものとして位置づけられたのである<sup>9</sup>。

## (3) 佐々木享の解釈

佐々木享は、『高校教育論』（大月書店、1976）において、以下のように専攻科を説明している。

高等学校には、くわしくいうと統計上、本科と扱われるもののほかに別科と専攻科をおくことができる。別科は、入学資格は本科と同様に中学校卒業で、「簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上」とされている（第四十八条三項）。この別科に学んだものは、高校発足まもない一九五三年で九〇〇〇名程度であり、年々減少し、一九七三年に別科をおく学校は二一、そこに学ぶ生徒は千名ほどにすぎず、いまではほとんどの人に忘れられた存在になっている。

専攻科は、高校卒業者にたいして「精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上」とされている（第四十八条二項）。兵庫の尼崎産業高校の学校改革案のなかにも系統的な職業技術教育を行なうために「専攻科」を置く構想があったことにもみられるように、一般には、職業教育をいっそう深く行なうための施設と考えられてきた。専攻科の内訳をみると、水産に関する学科、商船に関する学科（のち商船高専となった）、窯業科など職業教育の分野に多い。ただし、たとえば鳥取県では、県内五つの高校に専攻科がおかれているが、このうち職業教育を行なう専攻科は境水産高校のそれだけで、他の四校の専攻科はいずれも、「大学受験生を対象とする補習科」であることが公然とうたわれている。いわば県立予備校で、同県では四つの地域毎に一枚ずつこれを設置したのである。専攻科をおく高校は、過去二〇年来、一〇〇校前後であるが、そこに学ぶ生徒は一九六五年頃から増加しはじめ、最近では千名を越えている。

別科、専攻科とも、全日制、定時制の形態がある。<sup>10</sup>

大照や天城の解釈に見られるような、普通科の専攻科について特段の見解は示されていない。「一般には、職業教育をいっそう深く行なうための施設と考えられてきた」という叙述が示す通り、普通科の専攻科というのは、専攻科一般を考える際には主たる関心事ではないということである。

主たる関心事ではないとはいえ、鳥取県の専攻科についても言及されている。技術教育を専門としながら、入学試験にも高い関心を寄せていた佐々木にとって、特異な存在として叙述されるべきものだったのだろう<sup>11</sup>。同書の他の部分を参照すれば、受験準備教育を高等学校内で公然と行うことの意義を問うことも可能であるが、それが直接語られているわけではない。

この時期に、普通科の専攻科で受験準備教育を行っていたのは、鳥取県の専攻科くらいであった。また、専攻科ではなく非公式な補習科を持っていた県の数も減りはじめていた状況であった。その意味で、普通科に専攻科を置くことの意味を考える必然性

は低減していたと考えることができる。

#### (4) 鈴木勲の解釈

鈴木勲は、1980（昭和55）年以降、9回にわたり『逐条 学校教育法』という学校教育法の逐条解説を執筆している。高等学校専攻科に関する条文の変更箇所は、表の通りである。

表 『逐条 学校教育法』における記述の変化

初版～第3次改訂	1980～1995	(初版に同じ)
第4次改訂	1999	条文改正（「中等教育学校」の挿入）
第5次改訂	2002	条文改正（「監督庁」を「文部科学大臣」に変更）
第6次改訂	2006	高等学校設置基準の引用部分の変更（同設置基準改正）
第7次改訂	2009	条数変更（学校教育法改正）
第8次改訂	2016	第58条の2新設（専攻科修了者の大学への編入学に関する規定）

改訂第8版の条文新設が最も大きな変化であるが、受験準備を目的とする専攻科において、第58条の2は実質的な意味を持たず、恩恵を受けるのは職業系の専攻科の修了者である。つまり、普通科の専攻科について考えたとき、初版段階から専攻科そのものの解釈は大きく変わっていないということが分かる。

では、その鈴木勲の解釈とはどのようなものか。以下に、初版における解説を示す。

一 本条は、高等学校の専攻科及び別科について定めたものである。

専攻科及び別科は、高等学校に置かれるものであるから、制度的には高等学校の範疇に入るといえるが、その教育について特別に規制する基準的なものもなく、実質的には高等学校教育というよりは各種学校における教育としての性格をもっている。した

がって、専攻科や別科を修了しても、その資格についての制度的な恩恵が与えられるわけではない。

二 専攻科及び別科の設置については、市町村立高等学校にあっては都道府県の教育委員会の認可を受ける必要があり（施行令二三条二号）、私立高等学校にあっては都道府県知事に届け出る必要がある（施行規則二条四号）。また、廃止しようとする場合も同様の手続きが要求される。

高等学校設置基準第三条には「専攻科及び別科の編制及び設備については、その学科に応じ、この省令に示す基準によらなければならない。但し、この省令の規定が適用されず又はその適用が不相当と認められる事項については、都道府県監督庁は、この省令に示す基準に基づいて、必要な定めをなすことができる。」と規定されているが、専攻科及び別科に適用すべき特別の規定は同基準に設けられていない。

三 専攻科の入学資格は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者にあるとされている。この場合の監督庁は法一〇六条の規定により当分の間文部大臣であるが、これに当たる「監督庁の定め」は現在存在していない。ただ、法五六条の大学の入学資格に関する監督庁の定めが、施行規則六九条において規定されているので、専攻科の性格からこの六九条の規定に該当する者が専攻科の入学資格を有するものと考えられている。

また、別科に入学することのできる者は、法四七条に規定する高等学校の入学資格を有する者である。

四 専攻科及び別科における教育課程については、法令上は本条に規定する目的と修業年限一年以上であることのほかは、別段の規制がないので、各学校の設置者においてその設置目的に従って自由に編成できる。

所定の課程を修了した者には、修了証書が授与されることになるが、専攻科や別科を修了しても特別の資格が与えられるわけではなく、制度的にはあくまで高等学校卒業者や中学校卒業者と同様の扱いになる。ただし、例えば看護や水産関係の専攻科を修了した場合に看護婦や甲種二等航海士・機関士の

資格を得るための国家試験の受験資格を与えられることがある。このような専攻科における教育課程は、国家試験との関係から必要な規制を受けている。

なお、専攻科や別科において修得した単位は、技能連携措置により高等学校の専門科目の単位とみなすことは可能である。また、新高等学校学習指導要領では、別科の科目を生徒が修得した場合は、これに相当する高等学校の各教科・各科目の単位を修得したものとみなすことができるとされている。

【通達】高等学校産業科を修了した者の取扱について（：省略）<sup>12</sup>

鈴木の叙述は、佐々木よりもさらに普通科の専攻科への関心が希薄である。教育課程について規制がないので、「各学校の設置者においてその設置目的に従って自由に編成できる」とはいうが、それ以上の言及はない。普通科はおろか、職業科における専攻科についても、具体的な言及はないのである。

1980年代の段階で受験準備教育に特化した専攻科を有していたのは、佐々木の著書が出版された頃と変わらず、鳥取県くらいである。補習科もさらに減っている。もはや普通科の専攻科をどのように理解すべきなのかということは、重要な論点にならないということである。

## おわりに

新制高等学校の専攻科は、その発足にあたっては旧制中学校の補習科のようなあり方が明確に否定されるべきものとして位置づけられた。高校三原則の小学区制および総合制に照らし合わせれば、進学名門校自体が存在しない上に、進学準備に特化した高校教育自体が仮定されていないのだから、当然のことともいえる。

しかし、高校三原則はあえなく崩壊していく。そのような中で、旧制中学校の補習科のようなものとして専攻科を位置付けることを容認するかのようない見解も現れた。鳥取県の関係者の解釈と天城勲の解釈との間に直接的な関係があるかどうかは不明である。しかし、新制高等学校発足当初の理解、本論に即していえば大照が示したような理解を引き

ずる文部省に対抗して、受験準備教育を主とする専攻科の設置に踏み切ったのである。

しかし、普通科の専攻科は、その後広がりを見せなかった。高等学校では、大照流の解釈が主流だったと評することもできる。

結果として、普通科の専攻科のあるべき姿について考えることそのものを必要としない状況が生起することになった。鳥取県の普通科の専攻科は、2000年代に廃止された。しかし、その廃止をめぐる議論の中で、専攻科として受験準備教育を行うことの賛否が問われた形跡はほとんどなかったのである<sup>13</sup>。

鳥取県と異なり、島根県は専攻科の設置を断念した。全国的な趨勢を考えれば、鳥取県が例外であり、島根県と同様に専攻科設置を断念した方が多数派

である。断念というより回避という方がふさわしい場合もあっただろう。他の地域における専攻科断念ないし回避をめぐる動向の検討は、今度の課題としたい。

また、大照の解釈では高等学校設置基準の設定委員会の議論の成果が引き合いに出されていた。本論文は条文の「運用」のレベルで議論を展開したが、条文の「成立」段階の検討も必要だろう。戦後改革期の諸議論、すなわち専攻科というアイデアのルーツの探求である。旧制度にあっては、補習科、専攻科、高等科と、多種多様な名称の課程があったにもかかわらず、結果的に専攻科という名称が選ばれた理由を探求する必要性とも関連している。この点についても、今後の課題としたい。

1 「高等学校専攻科に関する実態調査（中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会（第21回） 配付資料3-3（平成25年9月10日）」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/047/siryo\\_icsFiles/afidfile/2013/09/25/1339851\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/047/siryo_icsFiles/afidfile/2013/09/25/1339851_5.pdf)（2016年8月3日取得）

2 高等女学校の高等科が果たした高等教育機関の代替としての機能については、湯川次義『近代日本の女性と大学教育—教育機会開放をめぐる歴史』（不二出版、2003）に詳しい。

3 浜田英一「鳥取県立高等学校専攻科 30年の歩み」『研究紀要』第26号（1990）、p.45

4 鳥取県の専攻科の教育課程については、吉野剛弘「新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究への道（22）・（23）」『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』第22号（2016）・第23号（2016）を参照されたい。

5 新制高等学校の専攻科と補習科の相違の詳細については、吉野剛弘「新制高等学校の補習科・専攻科の歴史的研究への道（3）」『月刊ニューズレター 現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』第3号（2015）を参照されたい。

6 大照完の職務については、平原春好編『日本現代教育基本文献叢書 教育基本法制コメンタール別冊Ⅲ』（日本図書センター、2002）に記載された『新制高等学校の制度と教育』の解説に拠る（p.57）。

7 大照完『新制高等学校の制度と教育』（旺文社、1948）、pp.73-74

8 天城勲『学校教育法逐条解説』（学陽書房、1954）、p.181

9 天城が、受験準備教育を旨とした専攻科を、積極的に推し進めるべきものとして考えていたかどうかは、別問題である。

10 佐々木享『高校教育論』（大月書店、1976）、pp.40-41

11 佐々木の入学試験に対する関心は、その研究業績からうかがえるが、代表的なものとして、『大学入試制度』（大月書店、1984）、「大学入試の歴史（1）-（47）」『大学進学研究』第7巻第1号-第16巻第4号（1985-1994）を掲げておく。

12 鈴木勲編著『逐条 学校教育法』（学陽書房、1980）、pp.358-360

13 鳥取県の専攻科の廃止をめぐる議論に関しては、平木耕平「公立高校専攻科・補習科からみたく地方からの大学進学—鳥取県を中心とした政治社会学的考察」『教育社会学研究』第83集（2008）を参照されたい。